

## 地方税源の確保・充実等に関する提言（案）

## 第3次勧告に向けて

平成21年7月7日

全国知事会

（地方税制小委員会）

## 地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実

（1）事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

地方分権改革推進委員会は、これまで「第1次勧告」において、地方団体を「地方政府」と位置づけ、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除すること、住民に身近な事務はできるだけ地方団体が担うことなどの基本方針を打ち出し、また、昨年12月に「義務付け・枠付けの見直し」及び「国の出先機関の見直し」を柱とする「第2次勧告」をとりまとめたところである。また、この間、政府においても、「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定し、地方団体への権限移譲等に取り組むこととしている。

今後、事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

（2）地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、環境、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すべきである。

昨年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」及びそれを踏まえた「平成21年度税制改正法」附則（本年4月施行）において、「地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とさ

れた。

地方消費税の充実、目指すべき、本来あるべき地方税体系の構築に資するものであり、国・地方を通じる税制の抜本改革を行う際には、地方消費税の引上げを含む地方税改革の実現を図るべきである。このため、この秋に予定されている地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、こうした趣旨が盛り込まれるようにすべきである。

なお、消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘を踏まえ、食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、十分検討すべきである。

### (3) 偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、国と地方の税源配分5：5を目指した税源移譲などにより、地方税源の充実を図ることが望ましいが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築を目指すべきである。

なお、先般示された、地方分権改革推進委員会の「税財政論点整理素案」では、「地方税比率（地方税÷（地方税＋交付税＋補助金等）」を引上げることが「受益と負担の明確化をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を自立的に行える税財政構造」の実現につながるものとの認識が示されている。

しかしながら、この「地方税比率」の概念によれば、地方税を何ら充実することなく地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適當である。

## 自動車関係税制

国・地方の道路特定財源については、暫定税率分も含めた税率を維持しつつ、一

般財源化がなされ、補助金、交付金も含め従前並みの地方財源が確保されたところである。

極めて厳しい地方財政の状況、道路整備も含めた地方の財政需要などを踏まえれば、引き続き現行の税率水準を維持し、地方の税財源を確保していく必要がある。

特に、地方税である軽油引取税、自動車取得税は、安定的な税収が期待でき、ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であることから、暫定税率分を含めて引き続き確保すべきである。

### 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・充実

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 20 年度の地方再生対策費（4,000 億円）の創設、平成 21 年度の地域雇用創出推進費（5,000 億円）を含む 1 兆円の従来とは別枠の加算等が行われたが、これらの措置の大半は暫定的なものにとどまっている。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・充実を図るべきであり、引き続き、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げ、それに対応した地方交付税総額を確保するべきである。

特に、社会保障関係経費については、「経済財政改革の基本方針 2009」（6 月 23 日閣議決定）、「平成 22 年度概算要求基準」（7 月 1 日閣議了解）において、来年度予算の方向として「基本方針 2006」以降続けられてきた伸びを抑制する方針が転換されることとなった。地方においても社会保障関係費の増嵩がこれまで以上に財政を圧迫していくと見込まれることから、上記の方針転換も踏まえ、増嵩する地方の財政需要を適切に地方財政計画に積み上げるべきである。

なお、現在、地方分権改革推進委員会において議論されている地方団体に対する

義務付け・枠付けの廃止・縮小は、地方の自由度や自主性を高め、地方の判断で優先度の高い事業を行うことを可能とするものであり、事業自体が廃止されることにはならない。したがって、義務付け・枠付けの廃止・縮小によって、地方交付税等による財源保障機能が縮小されるべきものではない。

### 課税自主権の拡充について

現行制度下においては、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、もともと地方に残されている税源は少なく、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには自ずから限界があるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充に取り組むべきである。

なお、地方税制改革の方向性として、応益課税原則を徹底する観点から課税自主権を拡充、活用すべきとの考え方も一部で主張されているが、法定税目との関係で、課税自主権の活用によっても相応の税収が得られないことが一般的であることに十分留意しなければならない。

課税自主権の拡充は、地方の創意工夫を活かした政策税制を可能とするものであり、課税自主権の制度的拡充を理由に、地方交付税等の財政措置が縮減されてはならない。

### 低炭素化促進の観点からの見直しについて

「中期プログラム」及び「平成21年度税制改正法」附則においては、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する」ことが明記されている。

地球温暖化対策、循環型社会づくりなどの施策の推進は、国だけでなく、地方団体も大きな役割を担っており、今後の具体的な制度設計にあたっては、こうした役割を担っている地方団体の税財源確保に留意して検討を進めるべきである。